

判定士だより

VOL - 9
2002

判定士の皆さんには、大地震発生直後に災害対策本部の要請を受け、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図るための応急危険度判定活動を行うという大変重要な役割をお願いしております。

目次	◆特集 1	平成13年度 応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練	1
	◆特集 2	神奈川県活断層調査（三浦半島断層群）	3
	◆特集 3	応急危険度判定の実施（平成13年芸予地震）	4
	◆協議会ニュース	平成13年度 各地の応急危険度判定参集・模擬訓練、他	7
	◆Q&A	講習会での質問等に対する回答	8
	◆インフォメーション	協議会ホームページの更新	10

特集 1 平成13年度 応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練

神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下、本誌では協議会という。）では、毎年、判定士の皆さんと一体となり実践的な訓練を行っております。

本年度は平成13年11月21日に秦野市内で被災時想定に合わせた模擬訓練を開催し、県内判定士約70人と県及び市町村職員のほか、10都県協議会を含め総勢約150人が参加しました。

今回は、訓練の内容を判定の流れに沿って紹介したいと思います。今一度ご確認ください。

1. 訓練内容（判定活動の流れ）

(1) 判定士の要請

判定士の派遣要請を模擬訓練の前日に行政庁間緊急連絡網を使用して行くと共に、訓練判定士に対しては参集場所・時間等を伝達する連絡訓練を行いました。

(2) 集合

一次参集場所に集合する。
（訓練では小田急秦野駅南口集合）



(3) 判定実施本部へ移動

同行するコーディネーターより、被災地の状況や判定活動の説明を受ける。

（訓練ではバス車中で判定調査概要ビデオを視聴）



(4) 到着・受付

実施本部に到着後、受付で氏名等を申告、認定証等を提示して確認を受ける。



(5) 説明・資機材の配付

実施本部のコーディネーターより、判定作業の説明及び班編成が行われ、判定資機材が配付される。



(6) 判定街区へ移動

実施本部が用意した移動手段で判定街区へ移動する。
(訓練では徒歩で向かう)



(7) 判定作業

1チーム2人で判定を行う。判定は、判定調査表の項目に添って行う。



①落下危険物・転倒危険物の調査（安全性の確認）



②建築物概要の把握（所在地・用途・構造・階数等）



③建築物周囲を調査し倒壊の危険性を見る

④下げ振りにより建築物の傾斜を調査



⑤基礎・外壁等の被害について調査

⑥総合判定（危険箇所等のコメント）



(8) 標識貼付

判定標識を玄関等の見やすい位置に貼付する。
(危険の無い場所とする)



(9) 報告

当日の判定結果等を報告し、実施本部の指示を受ける。
(コーディネーターへの報告)



2. 判定結果集計表

判定結果集計表(A棟=32組. B棟=33組)

建築物名称	A棟 (仮称: 丹沢太郎邸)			B棟 (仮称: 秦野次郎邸)		
想定判定結果	危険(赤)			危険(赤)		
調査時の着目点	<ul style="list-style-type: none"> 土台の腐食箇所 建築物の最大傾斜角 1/30(Bランク) 筋違いの破断による残余耐震性能低下 テレビアンテナの傾斜 			<ul style="list-style-type: none"> 柱脚部の腐食、浮き上がり。 建築物の最大傾斜角 1/11(Cランク) 瓦の大きなずれ及び一部落下 窓ガラスの破損 		
訓練判定結果 (判定標識)	調査済(緑)	要注意(黄)	危険(赤)	調査済(緑)	要注意(黄)	危険(赤)
	0	19	13	0	1	32
訓練で判定士が 貼付した標識の 主なコメント (要約)	<ul style="list-style-type: none"> 屋根瓦落下の恐れ、筋違い破断箇所あり。 外壁破損、筋違いが折れている。 筋違いの破断、建築物が傾斜しているので注意 壁の亀裂、土台の一部破損、アンテナの傾斜等により要注意 建築物の一部破壊により壁損傷あり要注意 			<ul style="list-style-type: none"> 著しい傾斜、崩壊の危険性あり。立ち入り禁止 建築物の傾斜、柱と土台のあき、腐食・蟻害あり。 屋根瓦・窓ガラス・内装材落下危険あり。余震による倒壊の恐れあり。 一見して危険です。(倒壊の恐れ)立ち入り禁止 土台の浮きあがり。傾斜が著しいので危険 		

3. 訓練参加者の感想等

- 各自自治体での訓練が必要
- 訓練説明がわかりにくい。
- 思ったより記入する箇所が多かった。
- 被災時の移動が大変と思われる。
- S造、RC造の訓練が必要
- 大変参考になった。

4. 総評

A棟の判定結果は、筋違いの破断や落下物をどう判断したかで分かれたようです。協議会側では筋違いの破断による残余耐震性能の低下、アンテナ等の落下の恐れにより危険と判定しました。

コメント欄を有効に活用して、その判定に至った経緯や建築技術者としての見解を付記し、今後の余震に対する注意事項や対応等も書き添えて頂ければよいと判断しています。

今回の訓練では、判定標識の色は違えどもコメントの内容には大きな差異は無く、また、素人でも分かりやすい内容が多く書かれていました。これも講習会、模擬訓練や判定士だより等を通じて判定士の皆さんによくご理解して頂いている成果ではないかと思っております。

訓練に参加された判定士の皆さん本当にご苦労さまでした。

特集 2

神奈川県活断層調査 (三浦半島断層群)

神奈川県では、神奈川県地域活断層調査委員会(委員長: 太田陽子横浜国立大学名誉教授)を設置し、県内の活断層調査を計画的に実施しています。

調査の主旨は、活断層の位置、活動した時期、規模等を把握し、正確な情報を公表することにより、安全な土地利用の推進を図るとともに長期的に地震に強いまちづくりの基礎資料とすることにあります。

平成13年8月に三浦半島断層群についての調査結果が発表されました。

三浦半島北部にある衣笠、北武、武山

の3断層は、地下で収斂している可能性があり、断層群とした場合の平均活動期間はそれぞれの活断層より短縮され、数100年以内にM7程度の可能性があるととしています。

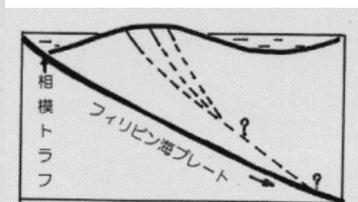


図 三浦半島断層群の断面イメージ

三浦半島断層群は地下で1つに収斂し、さらにフィリピン海プレートにつながる可能性がある。

記者発表資料は神奈川県ホームページに掲載されています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/press/0108/28017/index.htm>

中国・四国地方に被害を与えた芸予地震(H13.3.24 発生)において実施された応急危険度判定活動の報告が、全国被災建築物応急危険度判定協議会発行の「被災建築物応急危険度判定OQ通信 4号」に掲載されています。そのうち広島県及び県内 6 市が実施した判定活動についての報告記事全文をご紹介します。日本国内の応急危険度判定実施はこれで計 8 回目になりました。

芸予地震における広島県の被災建築物応急危険度判定活動

広島県土木建築部都市局建築指導室

1. 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）の方針

今回の芸予地震における建築物被害は、県南西部を中心にきわめて広範囲にわたった。また、「特に被害が一部地域に集中した」状況も見られなかった。従って、範囲を限定して判定を行うことは適切でないと判断し、原則として住民からの要請のあった建物について実施することとした。

2. 判定の実施体制

危険度判定が必要かどうかは原則として各市町村の判断によることにしていたが、最終的には県の判断で全県的に実施することにした。平成 13 年 3 月に決めた広島県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、実施主体は各市町村としたが、それぞれの市町の認識や組織状況の違いにより、県の地域事務所だけで実施したところもあった。

3. 判定活動結果の概要

- (1)実施期間 平成 13 年 3 月 25 日から 4 月 12 日迄
- (2)実施場所 広島市、呉市など 30 市町
- (3)実施件数：994 件
(危険 76 件、要注意 541 件、調査済 377 件)
- (4)参加した判定士の延べ人数 395 名(内民間判定士数 43 名)、実数 122 人(内民間判定士数 39 名)

4. 生かされた鳥取県西部地震における

判定活動の教訓

中国・四国被災建築物応急危険度判定協議会では、昨年この地震での判定活動からの教訓や課題を抽出し、全国協議会へレポートした。芸予地震でも判定活動の最中、鳥取県西部地震で生じたことと同様の混乱が起きた。広島県では、その教訓を生かし混乱を少なくすることができた。

教訓の内容	広島県での対応
危険度判定の意義等について、住民及び市町村の職員の十分な理解がないまま実施したため、危険若しくは要注意とされた建物の所有者等の中に、不安やとまどいが広がった。住民の不安の内容は「危険」と表示された建物には貴重品も取りに入れないのか、同建物は建替えをしなければならないのか、仮設住宅への入居や罹災証明に役立つものであるかなど、ほとんど誤解によるものであった。	判定の内容を住民によく説明し理解してもらうことにより判定ステッカーの貼付を絶対化しない方針を打ち出すことができた。
市町村に対する罹災証明のための技術支援にも参加したが、全壊＝赤、半壊＝黄、一部損壊＝緑であると勘違いしている人が多くいた。	罹災証明について、県内担当者会議で事前学習を実施した。判定活動中、罹災証明との違いを例示するなどして分かりやすく説明することができた。
復旧に関する住宅相談もなるべく早く行う必要がある。	地震発生の 8 日後、広島県建築士事務所協会に改修のための相談窓口を開設した。相談件数約 50 件

5. 判定活動に対する被災者の反応

(判定活動を行った行政職員判定士の発言から)

東広島周辺地域の場合、被災者からの依頼のほとんどは、「瓦の落下や壁のクラックの被害が生じているが大丈夫かどうか見てもらいたい。」というものであった。しかし、中には大きな揺れがあったことによる恐怖から、「また同じ様な地震が生じたら倒壊しないだろうか。」との不安を訴える被災者や、「不安で夜も寝られない。」と感じている住民もかなりいた。これらの住宅に対して判定を行ったところ、周囲の擁壁の破壊により危険と判定したものが数件あったものの、多くは「安全」若しくは「要注意」であった。必要なアドバイスをする、立ち会った被災者は「今日から安心して寝ることができる。」と安堵の言葉を聞くことができた。「民間の建設業者にも相談したが、危険性を煽り立てるようで信用できない。」という人もいた。

住宅以外では学校の被害が目立った。幸い地震発生日が春休みであったため、当面は使用しないものの、新学期から使用するには問題がある学校もあった。ブロック塀の破壊、ガラスの破損、壁のクラック被害など春休み中に補修等が可能であるものと、構造躯体が損傷を受けているため計画立案の上、改修すべきものを区分するなどのアドバイスを行った。我々の判定活動に学校関係者や保護者から感謝された。

呉市の場合、「危険」判定（34件）の内、7割ががけ崩れによるもの、2割が外壁落下の恐れ、1割が基礎等の被害である。また「要注意」判定もがけ崩れ被害によるものも多くあった。危険の判定にも係わらず避難しない住民も何人かいた。居住しながらがけを補修する人もいる。日が経つに伴い、改修方法などの建築相談が多くなった。

広島市安佐南区では、震度に比較して被害は小さかったものの、地盤沈下や地割れに伴う床の不同沈下や建物の傾斜などの被害により、不安を感じている住民が多くいた。被害の多くは宅地造成等規制法施行前の古い造成地でかつ建物も古いものにみられた。居住者の中には年金生活者が多く、建て替えも資金的に困難で公的助成についての相談が多かった。

三原市の沿岸部では、液状化が原因と思われる地盤の崩壊による被害が多く見られた。外観調査だけでは分からないが、内部調査すると床がかなり隆起しているなど居住できない家屋が数件あった。山側地域の被害は、盛土と切土の境あたりの宅盤の破壊によるものであった。地震発生の翌日から消防職員による被災証明（罹災証明）のための調査に建築職員が同行していた。3月28日某新聞が、各行政庁が実施している応急危険度判定を「隠れた損壊 危険度診断」と銘打って報道したため、市民からは耐震診断を期待しての危険度判定の要請になった。そのため、翌日からの判定士の活動は、まず被災者の多くから耐震診断を含めた補修方法について相談を受けることになった。28日と29日だけで84件の電話相談を受けた。

三原市周辺の地域では、最初の頃は危険性の内容とその応急の危険回避方法を教示し、住民に喜ばれた。「外壁が大きく剥離して危険であるのに、あるじがそれを認めない。そのため補修工事ができない。なんとか説得を」との家族からの要請により判定を実施した。説得するも納得が得られない。諦めて帰ったが、何日か経ってから工事が始まっていた。日が経つにつれ行政が何か補償をしてくれるのではないかと期待が変わっていった。中には、以前からの破損も地震被害に結び付けるものもあった。

廿日市市では、山側の古い住宅団地で擁壁の損傷はないものの宅盤の地割れが見られた。この対処方法の相談が多くあった。マニュアルがあればと思う。「市に見てもらったら安心」という程度の被害のものも多くあり、判定活動が「心のケア」

的なものになった。しかし、中には「建物の傾斜」の項目で危険判定に近い要注意判定のものもあり、その場合、避難するよう強く指摘すべきかどうか迷った。

6. 教訓と今後の課題

項目	内容
1. 実施体制等	<p>① 広島県地域防災計画では、地震災害対策本部が設置されれば、危険度判定も業務の一つとされているものの、今回は十分に機能したとはいえなかった。情報が一本化しないため混乱を大きくする原因にもなった。危険度判定の「災害対策本部内での位置づけ」の強化をする必要がある。</p> <p>② K町では、関係機関の了解も得ず「地震による家屋の損壊による危険度診断」と題して「家屋の危険度診断については、広島県H地域事務所建設局建築課に相談ください。応急危険度判定士がみなさんのお宅にうかがい、危険度診断をします。」との町民向け広報を出し、町民に混乱を与えた。このように、一部の町では危険度判定についての認識が充分でなかった。</p> <p>③ 広島県K地域事務所では、市町職員も同行し判定活動を行った。市町担当者の危険度判定の認識を高めることにもなった。</p> <p>④ 民間判定士受け入れのための費用負担については、損害保険の費用は、県が負担する仕組みを確立させた。その他については、今後の課題である。また、民間判定士の判定活動の高速道路使用料免除について、速やかに対応できるような体制を整えておく必要がある。</p> <p>⑤ 判定資機材の備蓄体制は極めて貧弱である。</p>
2. 実施方法	<p>① 今回は被災者から要請があったもののみ実施したが、この方法では危険住宅が「危険」判定されずに使用されている可能性がある。</p> <p>② 呉市では、結果論ではあるが、もっと早く民間判定士の動員などの応援要請をすべきだったと思う。</p> <p>③ 広島市は、25日にパトロールをし判定活動は不要と判断し県に報告した。東広島市は、震度4であったからマニュアルによると判定が必要かどうかとも検討する必要がないことになる。しかし、県の判断で全県的に実施することにした。県の要領では、実施するかどうかは市町村が判断することになっているのに、今回はそのとおりにできなかった。</p>
3. 情報管理	<p>M市では、28日の新聞報道により市民からの要請が殺到したため、十分な対応ができなかった。同じ情報が、市の災害対策本部、総務課、建築課、県の地域事務所に重複した。県庁での報道機関に対する窓口の発表は、地域性を考慮して慎重にすべきであった。</p>
4. 判定内容	<p>落下物の危険項目については、危険にするか要注意にするか個人の判断によるところが多い。調査表の見直しも必要ではないか。</p>
5. 被災宅地危険度判定	<p>① 県西部の開発団地では、建物よりも宅地被害に対する不安をもっている住民が非常に多くいて、被災宅地判定の要請が数多くあった。</p> <p>② 本応急危険度判定基準によると周辺地盤の破壊による危険度については、不明な場合は一律に「要注意」とされる。一方、被災宅地危険度判定マニュアルで判定すると「危険」になる場合がある。被災宅地危険度判定制度及び同体制との連携はどうするのか。今回、被災宅地危険度判定は、一部の行政職員判定士が動いたものの全体としては機能しなかったのではないか。</p>
6. その他	<p>広島市の本庁への電話相談の多くに、瓦業者の紹介を求める声が多くあった。建築士事務所協会では、早くから相談窓口を設けて頂いていたものの、この面で市民の要求に充分応えることができなかった。</p>

(注) 上記は中国・四国被災建築物応急危険度判定協議会、平成13年度第1回担当者会議にて発表されたものの抜粋です。

◆ 海老名市

実施日：平成13年10月28日（日）

場所：市営中野住宅

訓練内容：平成8年度から参集訓練や判定士会議を実施しておりますが、9月の総合防災訓練とは別に、今年度初めて解体予定の市営住宅1棟を使用して実施されました。



調査対象建築物



調査する判定士

判定標識を
貼付する判定士

当日は雨天というあいにくの空模様にもかかわらず、市長、判定士リーダーの挨拶の後、判定士29名が判定訓練を実施し、その後判定活動に係る意見交換が行われました。

◆ 各地の総合防災訓練に判定士が参加

9月の防災週間に行われる総合防災訓練の一環として、会場内に仮設被災建築物を作製し、応急危険度判定参集訓練・模擬訓練が実施されました。



横浜市

実施日：平成13年9月1日（土）

場所：よこはま動物園ズーラシア第2駐車場

参加判定士：6名（旭区在住）



相模原市

実施日：平成13年9月2日（日）

場所：淵野辺公園

参加判定士：26名

愛川町

実施日：平成13年9月2日（日）

場所：下箕輪消防訓練場

参加判定士：18名



u 平成13年度で10年目を迎えました。

本年度も県内各地で10回講習会を開催し、新規受講者768名、更新者等再参加179名、合計947名の受講を得ることができました。

このうち協議会初の試みとして実施した更新対象者だけの講習会も1回含まれています。

平成14年度も新規登録者のための講習会を

開催する予定でありますので、未だ講習会を受けられていない方がおられたら、是非お声をかけていただきますようお願いいたします。

なお、協議会では平成14年度から更新者を対象とした講習会を計画しています。更新対象者には別途ご案内する予定です。

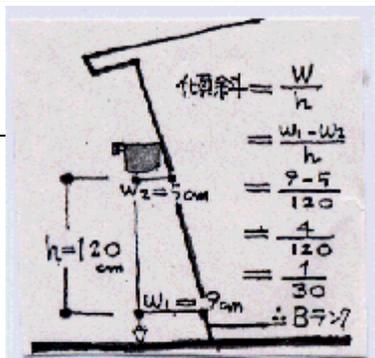
平成13年度応急危険度判定講習会において受講者からいただいた質問のうち、誌面の都合上主な質問について協議会から回答いたします。

なお、文中の手帳ページは改訂版の応急危険度判定手帳(緑表紙)を使用していますが、手帳は印刷年度により若干ページが異なります。文中()内のページについては、ウラ表紙に透明ポケットが付いている手帳のページです。

NO	質問等	回答
1	活動時に現地でトラブルがあった場合の措置はどうか、また持参した方がよいものはなにか。	手帳 P23～25(P26～28) で現地対応を、また P21(P24) で持参すべきものを掲載しています。 なお、手帳には載っていませんが電卓があると建築物の傾斜計算に便利です。
2	判定対象に建築設備を含めなくてよいのか。	判定は原則として外観調査であり建築物自体を調査するものです。設備関係で気が付いたことがありましたら、調査表のコメント欄に記入してください。
3	判定標識(判定ステッカー)の色は誰でもわかるよう白紙に色枠をしたらどうか。 また、建築物の傾斜測定で転倒側での測定は危険ではないか。	調査表や判定標識は全国統一の用紙であり判定標識は色と文字の両方で識別をしています。 一見して危険のものは測定をせずに赤紙を貼ってください。また、傾斜側からの測定はさけて建築物側面から行ってください。
4	判定建築物の規模等は建築士資格に添うものか。	建築士法の設計等の条件とは異なりすべてを対象としますが、判定受付時に得意分野をお聞きします。
5	調査表のランク付と手帳のランク表の照合がしやすいようにできないか。	協議会の中で検討していきます。
6	講習内容は不良住宅にも適用なのか。	判定は地震の二次災害防止であり不良住宅の判定とは異なります。
7	交通費、宿泊費は支給されるのか。 また、作業中の怪我に補償はあるか。	自宅から参集場所までは実費ですが、参集場所から現地まで及び宿泊費は災害対策本部に従います。 怪我については、手帳 P8(P9) を参照してください。なお、平成12年度以前の手帳には補償内容がありませんので「判定士たより8号」のQ&Aを参照してください。
8	調査表は2人で1枚か。	作業は1人が測定、1人が筆記を担当し原則2人1組で行うため1建築物に用紙1枚となります
9	更新の場合写真は必要か。	写真貼付のない認定証が送付されます。その後ご自身で写真を貼付し手帳裏面の透明ポケットに入れて保管して下さい。
10	判定士連絡網で年1回リーダーや自治会との面識が必要である。	各行政庁の担当窓口に要望としてご連絡ください。
11	乾式の外装材で駆体が覆われ、建築物の構造駆体の損傷が判定できない場合はどうするのか。	判定は原則として外観調査としますので、外装材等の被害状況から判断し、判定してください。
12	要請を受けなければ個人的な活動はだめなのか。	個人的な活動における事故の場合、災害補償は適用されませんので、必ず行政側からの連絡要請により行動してください。
13	講習は5年に1回になるのか。また会費はあるのか。	原則として登録時に1回の講習でかまいません。会費の徴収はなく運営は行政負担で行います。
14	判定は2人対応だが友人とペアを組めるのか。	一般には受付順で組んでいます。不得意建築物の整理等で調整する場合があります。



NO	質問等	回答
15	講習会での演習問題で外壁剥離 C、構造上 B の時、建築物全体では B ランクではないか。	応急危険度判定の主旨からして C ランクとなります。
16	被災地で調査する場合消防等の他団体との優先順位はあるのか。	判定する前にコーディネーター(行政職員)から注意事項を述べますが、特に順位はありません。その現場状況により他団体と調整します。
17	鉄骨造等で火災にあっているものの判定は行うのか。	判定するにあたり特に危険なものは実施しません。判定士の身の安全を第一に考えてください。
18	木造の基礎の判定方法が不明である。	手帳 P50～51(P58～59)の範囲で判定してください。
19	調査表について、判定士と調査者の違いはなにか。また右端欄は数字でなくアルファベットで表現したらどうか。	応急危険度判定をする人を判定士といい、判定士で現地調査をする人を調査者といいます。また表現はコンピュータ処理の入力上、数字にしており全国共通です。
20	判定を無視した住民がいたら、二次災害防止にならずある程度の強制力が必要ではないか。	判定士に強制力があると多大な負担がかかりますので、あくまで居住者の判断によります。
21	現地での判定が最優先か、調査時にビデオ等を撮り再度検討の必要はないか。	被災地の住民はかなりのショックを受けているので、カメラ等の使用は避けた方がよく、即時な判定をしてください。特に使用の時は居住者の承諾を得てください。
22	1 棟につき調査時間はどの位か。	木造で 15 分、その他で 30 分位が目安です。
23	傾斜測定を $x/100$ にしないのか。	木造の傾斜は $1/60$ 、 $1/20$ であり計算しやすい $x/120$ を採用しています。また下げ振りも 1.2m で印しを付けてあります。手帳 P47(P55)参照
24	模擬訓練への参加ができない判定士に訓練等を公表して欲しい。	模擬訓練等さまざまな情報は情報誌(判定士だより)やホームページを活用して行っています。また、模擬訓練への参加希望は市町村担当課にお問い合わせください。
25	判定士の年齢制限はあるのか。	年齢制限はありませんが、健康上等の理由で辞退したい場合は辞退届を提出してください。 手帳(P97)参照(※1)
26	実際現地に行って診断ができるのか。また、会社や家族の理解が重要。その対応策はあるのか。	協議会では年 1 回模擬訓練を実施し、判定技術の向上を図っています。参加できない人には判定士だよりやホームページに状況を掲載します。また、対応策は手帳 P21(P24)を参照してください。
27	居住者が不在でも判定して判定標識(判定ステッカー)を貼ってもよいのか。	居住者の有無にかかわらず判定し判定標識を安全で見やすい所に貼付してください。後に居住者等が判断しやすいようコメント欄に安全対策等を記入してください。判定の責任は実施本部が負います。
28	県内に勤務地があり、住居が都内の場合の連絡先はどうなるのか。また、県外へ異動した時はどうなるのか。	自宅が基本ですが登録時の連絡網によります。また、居住地、勤務地が共に県外の場合は転居先の都道府県に申請すれば判定士登録ができます。また、居住地等の変更は変更届を提出してください。手帳(P95)参照(※2)



(注) ※1、※2について、ウラ表紙に透明ポケットが付いていない手帳をお持ちの判定士の方には、辞退届や変更届が添付されていません。各届出用紙が必要な場合は協議会委託事務を行っている(財)神奈川県建築安全協会(電話045-212-3599、FAX045-201-2281)へご連絡ください。

<http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo>

◆ 協議会HPを更新しました。

協議会では判定制度や活動状況等に関する情報の公開と判定士の方とのコミュニケーション手段を目的に平成12年11月1日にHPを開設しました。

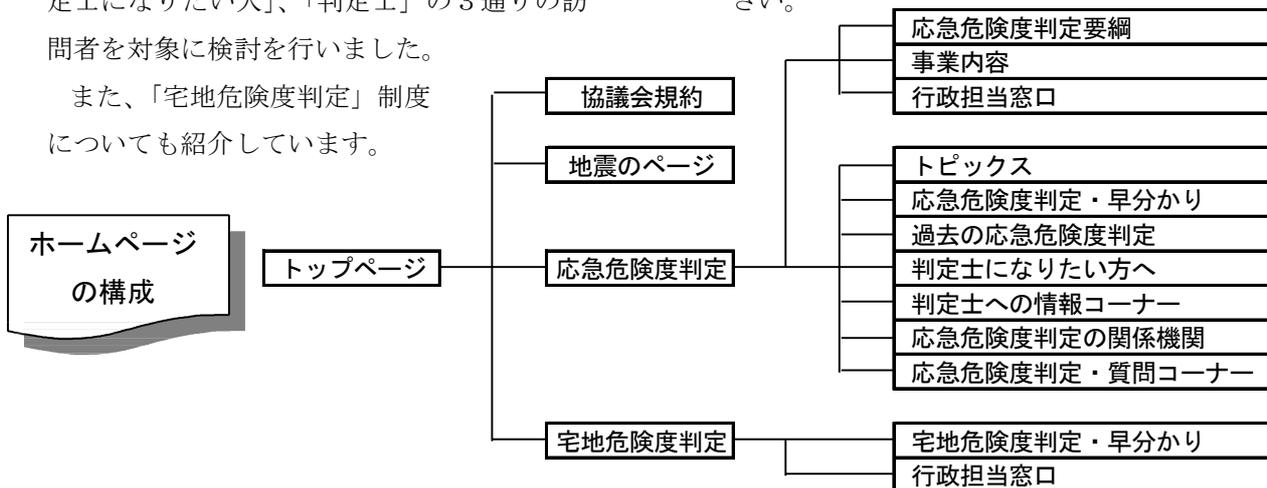
今回HPを更新するにあたり「一般」、「判定士になりたい人」、「判定士」の3通りの訪問者を対象に検討を行いました。

また、「宅地危険度判定」制度についても紹介しています。

◆ Eメールアドレス登録のお願い。

協議会では、判定士の方にEメールアドレスの登録をお願いしています。

判定士の方に直接情報提供したり、災害時の協力要請の一つの手段として活用していく予定です。登録方法についてはHPをご覧ください。



編集後記

平成13年度は、県内においては現在まで幸いにも大きな地震に見舞われることなく、経過しております。しかしながら、東海地震の予想震源域の変更が行われ震度6弱の区域も拡大され、地震についての考え方も流動的になっております。判定士の皆さんには、地震が発生した場合、二次災害から貴重な人命を守るため重要な役割を担っていただくこととなります。我が県に影響が出るとされる東海地震、神奈川県西部地震については、周期的にいつ発生しても不思議でない状況にあります。

この機会に是非皆さんのご家庭でも災害への

準備が万全か、今一度ご確認をお願い申し上げます。

協議会では、企画・広報・訓練・情報の各分科会において、より実践的にかつ、判定士の皆さんが活動しやすいように研究、検討を重ねておりますが、ご意見等があればお聞かせいただきたいと思っております。この”たより”が届くまで、また、その後におきましても大きな地震等に見舞われることの無いように祈念いたします。

今後も協議会へのご協力をお願いいたします。

(広報分科会:主査 小田原市)

判定士だより VOL - 9 2002

発行日:平成14年3月20日

発行:神奈川県建築物震後対策推進協議会 (事務局)神奈川県県土整備部建築指導課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-1111 (内線)6257~8

作成・編集:神奈川県建築物震後対策推進協議会 応急危険度判定部会 広報分科会

財団法人 神奈川県建築安全協会 TEL 045-212-3599